平成29年9月27日厚生労働省医政局医療経営支援課

標記について、平成29年8月14日から平成29年9月12日まで御意見を募集したところ、21件の御意見(うち本省令改正に関係のない御意見2件)をいただきました。お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	医療法施行規則(昭和 23 年厚生省	規則第 57 条の2第1項第2号イの要件
	令第50号。以下「規則」という。) 第	と規則第30条の35の3第1項第2号イの
	57 条の2第1項第2号の事業要件の	要件は、前者には予防接種に係る収入金額
	うち、イについて、規則第30条の35	及び介護保険法 (平成9年法律第123号)
	の3第1項第2号イの事業要件とま	の規定による保険給付に係る収入金額が
	ったく同じなのか。違う場合は、違い	含まれる点で異なります。
	を明確にしてほしい。	
2	規則第30条の35の3第1項第2号	規則第30条の35の3第1項第2号イに
	イにおいて、括弧内に、「以下同じ」	「以下同じ」という文言があるものについ
	との記載があるものとないものがあ	ては、当該規定より後ろの規定で同様の文
	るが、「以下同じ」の括弧書きは、規	言が出た場合には、同じ定義によるという
	則第 57 条の2においても同じか。こ	ことになります。したがって、規則第 57
	の「以下同じ」がないものはどう解釈	条の2の1第1項第2号イ中「社会保険診
	すればいいのか。	療」は、「租税特別措置法(昭和 32 年法律
		第 26 号) 第 26 条第2項に規定する社会保
		険診療」を指し、また「健康増進事業」は
		「健康診査に係るものに限られる。」こと
		になります。
3	認定医療法人の贈与税が非課税と	持分なし医療法人へ移行する際のみな
	なる基準のハードルについて、普通の	し贈与税等の非課税という税制上の措置
	医療法人がクリアできる基準として	を受けるためには、当該医療法人の運営及
	ほしい。現状では、特定医療法人又は	び事業が適正なものである必要があるた
	社会医療法人の基準に準じたものと	め、規則第 57 条の2において、その事業
	なっており、ハードルが非常に高い。	を行うに当たり、社員、理事、監事、使用
		人その他の当該経過措置医療法人の関係
		者に対し特別の利益を与えないものであ
		ることや、社会保険診療報酬等の収入金額
		の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超

えること等の要件を定めております。 なお、相続税法(昭和22年法律第87号) 第 66 条第4項に係る解釈通知に規定する 基準と比べた場合には、当該医療法人の理 事の定数を6人以上かつ監事の定数を2 人以上とすることや、他の同一の団体の理 事又は使用人である者その他これに準ず る相互に密接な関係にある理事の合計数 が理事の総数の3分の1を超えないもの であること等の要件を設けていない点が 異なります。 医療法人の理事等に対する報酬等 医療法人の理事等に対する報酬等が不 4 が不当に高額であるかどうかについ 当に高額であるかどうかは、当該医療法人 て、社会医療法人、特定医療法人の通 の規模や財務状況などの個別の事情によ 知では具体的な数値を記述している って異なるため、「民間事業者の役員の報 酬等及び従業員の給与、当該経過措置医療 が、規則第57条の2第1項第2号ロ においては定めないのはなぜか。 法人の経理の状況その他の事情を考慮し て、不当に高額なものとならないような支 給の基準を定めているもの」という基準と しています。 5 持分なし医療法人全体を通じて、役 持分なし医療法人への移行の際のみな 員及び施設要件以外は現行の特定医 し贈与税等の非課税という税制上の優遇 を受けるためには、当該医療法人の運営及 療法人、相続税法第66条第4項に関 する通達の内容とほぼ同じであり、規 び事業が適正なものである必要があるた 定することによりどのようなメリッ め、規則第 57 条の2において要件を定め トがあるのかわかりにくい。 ることとしております。 規則第57条の2第2項第5号にお 規則第57条の2第2項第5号中の「将 いて、遊休資産額から控除する保有資 来の特定の事業」を定款に定められた事業 に限定しているのは、定款に裏付けがある 金のうち将来の特定の事業の実施に 係るものについて、「定款に定められ ことをもって実施の確実性を担保しよう た事業」に限定しているのはなぜか。 とするものです。将来行う予定である医療 具体例を示してほしい。 法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 42 条各号 に規定する業務を想定しております。 ご指摘の介護系サービス(介護福祉施 7 社会保険診療に係る収入が全体の 80%以上となっているが、介護保険の 設、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、 介護系サービスの収入も80%に含ま 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介 れるのか。法人事業税においては、医 護、福祉用具貸与等)に係る収入金額につ 療系サービスは非課税、介護系サービ いては、規則第57条の2第1項第2号イ スは課税となっているが、地域包括ケ 中の「介護保険法の規定による保険給付に 係る収入金額(租税特別措置法第 26 条第 アシステムにおいて医療法人が居宅 介護サービスを提供することが多い 2項第4号に掲げる給付に係る収入金額

現状を踏まえて是非介護保険の介護 を除く。)」に該当するため、規則第 57 条 系サービスも80%に含めてほしい。 の2第1項第2号イの規定における社会 保険診等に係る収入金額の合計に含まれ ることとなります。 規則第30条の35の2第2項イの規 社会医療法人の認定要件に係る規則第 定のうち、健康増進事業(健康診査に 30条の35の2第2項イに規定する「健康 限る)に係る収入の内容について、具 増進事業(健康調査に限る)に係る収入」 の内容については、医政局長通知(「社会 体的な内容を示すべきではないか。 医療法人の認定について」(平成28年8月 30 日付け医政発 0830 第3号)) において示 しているところであります。 また、規則第57条の2第2号イ中の「健 康増進事業に係る収入金額」の内容につい ても、近日中に発出予定の厚生労働省医政 局医療経営支援課長通知においてお示し する予定です。 規則第 57 条の2第2号イ中の「健康増 9 医政局長通知(「特定医療法人制度 の改正について」(平成28年3月25 進事業に係る収入金額」の内容について 日付け医政発 0325 第3号)) において は、近日中に発出予定の厚生労働省医政局 特定医療法人の認可基準として、適用 医療経営支援課長通知においてお示しす る予定ですが、ご指摘の「市町村等から委 される健康診査について具体的に限 定列挙されている。もし、改正案と特 託を受けた乳ガン検診などのガン検診」 定医療法人の認可基準が同じである が、国民健康保険法(昭和33年法律第192 とすると、市町村等から委託を受けた 号) 第 82 条第 1 項の規定により保険者が 乳ガン検診などのガン検診収入は、 行う健康診査や母子保健法(昭和 40 年法 80%を占める収入の一部に組み込む 律第 141 号) 第 12 条又は第 13 条の規定に より市町村が行う健康診査等に該当しな ことができないのか。 市町村や区等、地方公共団体から委 い場合は、規則第57条の2第1項第2号 託を受けた診療行為(検診も含める) イ中の「健康増進事業に係る収入金額」に は入りません。なお、ご意見につきまして による収入も社会保険診療収入と同 は、今後の施策の参考にさせていただきま 等に取り扱うようにしてほしい。 す。 ーの分娩に係る助産に係る収入金額が 10 規則第30条の35の3第1項第2号 イの規定において、「助産に係る収入 50 万円を超えるときは、50 万円を限度と 金額(一の分娩に係る助産に係る収入 して、社会保険診療に係る収入金額に含め 金額が50万円を超えるときは、50万 ることとしているところですが、これは、

社会医療法人の公的な運営に関する要件

として、健康保険法に定める出産育児一時 金の金額などを勘案し定めたものです。な お、ご意見につきましては、今後の施策の

参考にさせていただきます。

円を限度とする)」となっているが、

50万円の限度を削除するべき。

助産に係る収入とは、消費税の取扱 (消費税基本通達6-8-1.2.3) と同様、つまり、妊娠しているか否か の検査、妊娠判明後の検診及び入院、 分娩介助、胎盤処置、母体の回復検診、 新生児の検診及び入院 妊娠中や産 後の入院中の差額ベッド代、特別給 食、お産セットなどが該当すると理解 して良いのか。助産に係わる収入の定 義を明確にすることも必要である。

11

13

「一の分娩に係る助産に係る収入金額」とは、妊産婦検診段階から分娩段階に至るまでの診療収入のうち、社会保険診療に係る収入及び健康増進事業の対象となる健康診査に係る収入を除く、自由診療に係る部分を指します。したがって、例えばご指摘の消費税基本通達との比較においては、分娩段階より後の診療内容である退院後の健康診査は含みません。

12 規則第57条の2第1項第2号イ 「特別の利益を与えないものである こと」の定義及び確認方法について、 厚生労働大臣がどのような基準で運 用されるのか、早々に具体的内容を示 されたい。国税庁の発表した「特定医 療法人制度 FAQ」(平成29年6月)の うち皿以降と同じ内容であるのか異 なるのか、別のチェックリスト等を考 えているのか。 規則第 57 条の2第1項第2号イ「特別の利益を与えないものであること」の具体的内容については、近日中に発出予定の厚生労働省医政局医療経営支援課長通知においてお示しする予定です。なお、移行計画の認定制度は、特定医療法人の認定要件とは異なるものですので、「特定医療法人制度 FAQ」と必ずしも同じ内容になるわけではありません。

使用人兼務役員に対する使用人分 給与について、従業員給与と比較する など、一定の制限を設けるべきであ る。

る。 役員に対して特別の利益を供与することは認められていないが、特別の 利益提供とは言えないものの、一般的 な職員給与より高額となっている給

役員報酬等を低めに設定し、医師給 多く支給するような、脱法的な申請を 回避する規定を設けるべきである。 ご指摘の点については、近日中に発出予 定の厚生労働省医政局医療経営支援課長 通知においてお示しする予定です。内容と しては、理事等が当該医療法人の使用人と して給与、賞与等を受ける場合は、理事等 の報酬等と使用人として受ける給与、賞与 等を併せて評価するものとする予定です。

14 規則第57条の2第1項第1号ロに 定める民間事業者の役員報酬との比 較基準を明確にすべきである。

与支給は制限されていない。

民間事業者の役員報酬と比較すべき旨が定められているが、民間事業者の役員報酬の情報収集方法や比較方法が明示されておらず、行政担当者の裁量によって判断される認定実務が行なわれることが想定できる。

ご指摘の「民間事業者の役員報酬との比較基準」については、現在制度の運用に向けて具体的な基準の検討を行っておりますが、ご意見につきましては、今後の施策に参考にさせていただきます。

行政担当者や申請時期によって比較方法が異なるならば、申請者間の公平性が保てないと考えられる。 15 認定医療法人が持分なし医療法人に移行した場合においては、遊妹財産規制の計算における費用の範囲に収益事業の費用の額を含めるべきである。 16 特定入所者介護サービス費における食養及び居住費については、社会保験診療収入等の80%基準の収入に含めるべきである。 17 認定医療法人の認定審査の過程で当該法人に法令違反等の疑いが発覚した場合、関係部署等への連絡を行うのか。 18 認定医療法人の認定審査の過程で当該法人に法令違反等の疑いが発覚した場合、関係部署等への連絡を行うのか。 18 認定医療法人の認定審査の過程で当該法人に法令違反等の疑いが発覚した場合、関係部署等への連絡を行うのか。 18 認定医療法人の認定審査の過程で当該法人に法令違反等の疑いが発覚した場合、関係部署等への連絡を行うのか。 18 認定医療法人の運営が同族の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 18 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非議税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非議税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に対し保されるよう、厚生労働省において適切に審査を行う予定です。良質な医療法と供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18 年法律第 48 4号)附則第 10 条の 3 に規定する移行計画の認定を受けた医療法人については、平成 29 年 10 月 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			
平性が保てないと考えられる。 15 認定医療法人が持分なし医療法人に移行した場合においては、遊休財産規制の計算における費用の範囲に、収益事業の費用の額を含めるべきである。 16 特定入所者介護サービス費における食費及び居住費については、社会保験診療収入等の80%基準の収入に含めるべきである。 17 認定医療法人の認定審査の過程で当該法人に法令違反等の疑いが発覚した場合、関係部署等への連絡を行うのか。 18 認定医療法人の運営が同族の役員により保修部の場合に違反し、又はその運営が高きるとを助ぐととなります。 18 認定医療法人の運営が同族の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 18 医皮療法人の運営が高体の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることができるよう、厚生労働省において適切に審査を行う予定です。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 を療法人にかかるみなし贈り表に係る事課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件について、各税務職員の判断によって否定される。 高に規定する移行計画の認定を受けた医療法人については、甲成 29 年 10 月 1 日以降は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 10 の 2 で 7 を 7 を 7 を 7 を 7 の 10 が 2 で 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 の 10 が 2 で 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7		行政担当者や申請時期によって比	
15 認定医療法人が特分なし医療法人に移行した場合に社会医療法人に移行した場合に社会医療法人に移行した場合においては、遊休財産規制の計算における費用の範囲に、収益事業の費用の額を含めるべきである。		較方法が異なるならば、申請者間の公	
に移行し、さらに社会医療法人に移行した場合においては、遊休財産規制の計算における費用の範囲に、収益事業の費用の額を含めるべきである。		平性が保てないと考えられる。	
した場合においては、遊休財産規制の計算における費用の範囲に、収益事業の費用の額を含めるべきである。	15	認定医療法人が持分なし医療法人	今後の施策の参考にさせていただきま
計算における費用の範囲に、収益事業 の費用の額を含めるべきである。 特定入所者介護サービス費における食費及び居住費については、社会保験診療収入等の80%基準の収入に含めるべきである。 おあべきである。 おことを募及び居住費については、社会保験診療等に係る収入金額の合計に含まれることとなります。 おこととなります。 おこととなります。 のか。 おこととなります。 のか。 おことを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 おことを対けます。 おことを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 を療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非課税要件の具体的な中身については、非常を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第10条の 国際法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第84号)附則第10条の 国際法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第84号)附則第10条の 国際法等の一部を改正する移行計画の認定を受けた医療 は、租稅特別措置法第70条の7の10の規定により、当該医療法人の出資者の持分放棄に伴う贈与税を課されないこととなります。そのため、当該認定を受けた医療		に移行し、さらに社会医療法人に移行	す。
の費用の額を含めるべきである。 特定入所者介護サービス費における食費及び居住費については、社会保険診療収入等の80%基準の収入に含めるべきである。 北る食費及び居住費については、社会保験診療等に係る収入金額の合計に含まれる食費及び居住費については、規則第57条の2第1項第2号イの規定における社会保験診療等に係る収入金額の合計に含まれるととなります。 「認定医療法人の認定審査の過程で当該法人に法令違反等の疑いが発覚した場合、関係部署等への連絡を行うのか。 おことができるよう、原生労働省から当該都道府県に情報提供する可能性があります。 「よって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。」 「と婚末の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることがの医療法等の一部を改正する法律で再成に表する。」とが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 「実際法人については、小規模な医療法人におりませんが、そのよう、医療法人も含めて、認定に際しては運営の適正性が担保されるよう、、原生労働省において適切に審査を行う予定です。 「良質な医療法提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律で再成18年法律第84号)所則第10条の とがの医療法等の一部を改正する法律で表したのでは、18年法律第84号)所則第10条の 医療法等の一部を改正する法律で再成18年法律第84号)所則第10条の 医療法等の一部を改正する法律で再成18年法律第84号)所則第10条の 医療法等の一部を改正する法律で表した。 とが規定する移行計画の認定を受けた医療 は、租税特別措置法第70条の7の10の規定により、当該医療法人の出資者の持分放棄に伴う贈与税を課されないこととなります。そのため、当該認定を受けた医療		した場合においては、遊休財産規制の	
16 特定入所者介護サービス費における食費及び居住費については、社会保験診療収入等の80%基準の収入に含めるべきである。 17 認定医療法人の認定審査の過程で当該法人に法令違反等の疑いが発覚した場合、関係部署等への連絡を行うのか。 18 認定医療法人の運営が同族の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 18 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身については、平成29年10月1日以降は、平成29年20円10日の認定を受けた医療法人については、完養法人については、完美の同族性に係る要件を設けておりませんが、そのような医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人については、平成29年10月1日以降は、租税特別措置法第70条の7の10の規定により、当該医療法人の出資者の持分放棄に伴う贈与税を課されないこととなります。そのため、当該認定を受けた医療		計算における費用の範囲に、収益事業	
は		の費用の額を含めるべきである。	
検診療収入等の80%基準の収入に含めるべきである。	16	特定入所者介護サービス費におけ	特定入所者介護サービス費は介護保険
おるべきである。 れる食費及び居住費については、規則第57条の2第1項第2号イの規定における社会保険診療等に係る収入金額の合計に含まれることとなります。		る食費及び居住費については、社会保	法第 40 条の規定により保険給付に含まれ
第02第1項第2号イの規定における社会保険診療等に係る収入金額の合計に含まれることとなります。 17 認定医療法人の認定審査の過程で当該法人に法令違反等の疑いが発覚した場合、関係部署等への連絡を行うのか。 18 認定医療法人の運営が同族の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。		険診療収入等の80%基準の収入に含	るため、特定入所者介護サービス費に含ま
会保険診療等に係る収入金額の合計に含まれることとなります。 17 認定医療法人の認定審査の過程で当該法人に法令違反等の疑いが発覚した場合、関係部署等への連絡を行うのか。 18 認定医療法人の運営が同族の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 を療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 2 は、租税特別措置法第70条の7の10の規定により、当該医療法人の出資者の持分放棄に伴う贈与税を課されないこととなります。そのため、当該認定を受けた医療		めるべきである。	れる食費及び居住費については、規則第57
まれることとなります。 17 認定医療法人の認定審査の過程で 当該法人に法令違反等の疑いが発覚 した場合、関係部署等への連絡を行うのか。 18 認定医療法人の運営が同族の役員 によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 を療法人の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 を療法人の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 を療法人にかかるみなしを療法とは、医療法とは、医療法とは、医療法とは、医療法とは、医療法とは、医療法とは、医療法とは、医療法・関節・関係とは、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の			条の2第1項第2号イの規定における社
17 認定医療法人の認定審査の過程で 当該法人に法令違反等の疑いが発覚 した場合、関係部署等への連絡を行うのか。			会保険診療等に係る収入金額の合計に含
当該法人に法令違反等の疑いが発覚した場合、関係部署等への連絡を行うのか。			まれることとなります。
した場合、関係部署等への連絡を行うのか。	17	認定医療法人の認定審査の過程で	例えば医療法人の業務若しくは会計が
のか。		当該法人に法令違反等の疑いが発覚	法令、法令に基づく都道府県知事の処分、
医療法第64条に基づき都道府県知事が必要な措置を取ることができるよう、厚生労働省から当該都道府県に情報提供する可能性があります。 18 認定医療法人の運営が同族の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 を療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。		した場合、関係部署等への連絡を行う	定款若しくは寄附行為に違反し、又はその
要な措置を取ることができるよう、厚生労働省から当該都道府県に情報提供する可能性があります。 18 認定医療法人の運営が同族の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 2 を		のか。	運営が著しく適正を欠くと認めるときは、
働省から当該都道府県に情報提供する可能性があります。 認定医療法人の運営が同族の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。			医療法第 64 条に基づき都道府県知事が必
能性があります。 認定医療法人の運営が同族の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 に対しても認定を受けることができるようにする観点から、役員等の同族性に係る要件を設けておりませんが、そのような医療法人も含めて、認定に際しては運営の適正性が担保されるよう、厚生労働省において適切に審査を行う予定です。 19 を療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 を療法人について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 19 を療法人については、理解を表については、平成 29 年 10 月 1 日以降は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 10 の規定により、当該医療法人の出資者の持分放棄に伴う贈与税を課されないこととなります。そのため、当該認定を受けた医療			要な措置を取ることができるよう、厚生労
認定医療法人の運営が同族の役員によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。			働省から当該都道府県に情報提供する可
によって支配されることを防ぐために、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 によって支配されることを防ぐために、小規模な医療法人においても認定を受けることができるようにする観点から、役員等の同族性に係る要件を設けておりませんが、そのような医療法人も含めて、認定に際しては運営の適正性が担保されるよう、厚生労働省において適切に審査を行う予定です。 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 84 号)附則第 10 条の3に規定する移行計画の認定を受けた医療法人については、平成 29 年 10 月 1 日以降は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 10 の規定により、当該医療法人の出資者の持分放棄に伴う贈与税を課されないこととなります。そのため、当該認定を受けた医療			能性があります。
に、監事を公認会計士、税理士又は弁護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。	18	認定医療法人の運営が同族の役員	規則第57条の2に規定する運営の適正
護士等に限定した上で、監事による監査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。		によって支配されることを防ぐため	性に係る要件については、小規模な医療法
査の報告の義務化や、内部監査室の設置を検討するべきではないか。		に、監事を公認会計士、税理士又は弁	人においても認定を受けることができる
置を検討するべきではないか。 医療法人も含めて、認定に際しては運営の適正性が担保されるよう、厚生労働省において適切に審査を行う予定です。 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第84号) 附則第10条の3に規定する移行計画の認定を受けた医療法人については、平成29年10月1日以降は、租税特別措置法第70条の7の10の規定により、当該医療法人の出資者の持分放棄に伴う贈与税を課されないこととなります。そのため、当該認定を受けた医療		護士等に限定した上で、監事による監	ようにする観点から、役員等の同族性に係
適正性が担保されるよう、厚生労働省において適切に審査を行う予定です。 19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 「会社会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会		査の報告の義務化や、内部監査室の設	る要件を設けておりませんが、そのような
19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。 に対し、 20 年 10 月 1 日以降は、租税特別措置法第70条の7の10の規定により、当該医療法人の出資者の持分放棄に伴う贈与税を課されないこととなります。そのため、当該認定を受けた医療		置を検討するべきではないか。	医療法人も含めて、認定に際しては運営の
19 医療法人の出資者が持分を放棄した際に当該医療法人にかかるみなし贈与税に係る非課税要件について、各税務職員の判断によって否定されることが無いよう、非課税要件の具体的な中身について指針等を作成するべきである。			適正性が担保されるよう、厚生労働省にお
た際に当該医療法人にかかるみなし 贈与税に係る非課税要件について、各 税務職員の判断によって否定される ことが無いよう、非課税要件の具体的 な中身について指針等を作成するべ きである。			いて適切に審査を行う予定です。
贈与税に係る非課税要件について、各 税務職員の判断によって否定される ことが無いよう、非課税要件の具体的 な中身について指針等を作成するべ きである。 (平成 18 年法律第 84 号) 附則第 10 条の 3に規定する移行計画の認定を受けた医療 療法人については、平成 29 年 10 月 1 日以 降は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 10 の 規定により、当該医療法人の出資者の持分 放棄に伴う贈与税を課されないこととな ります。そのため、当該認定を受けた医療	19	医療法人の出資者が持分を放棄し	良質な医療を提供する体制の確立を図
税務職員の判断によって否定される ことが無いよう、非課税要件の具体的 な中身について指針等を作成するべ きである。 規定により、当該医療法人の出資者の持分 放棄に伴う贈与税を課されないこととなります。そのため、当該認定を受けた医療		た際に当該医療法人にかかるみなし	るための医療法等の一部を改正する法律
ことが無いよう、非課税要件の具体的 療法人については、平成29年10月1日以 な中身について指針等を作成するべ きである。		贈与税に係る非課税要件について、各	(平成 18 年法律第 84 号) 附則第 10 条の
な中身について指針等を作成するべきである。		税務職員の判断によって否定される	3に規定する移行計画の認定を受けた医
きである。 規定により、当該医療法人の出資者の持分 放棄に伴う贈与税を課されないこととな ります。そのため、当該認定を受けた医療		ことが無いよう、非課税要件の具体的	療法人については、平成29年10月1日以
放棄に伴う贈与税を課されないこととな ります。そのため、当該認定を受けた医療		な中身について指針等を作成するべ	降は、租税特別措置法第70条の7の10の
ります。そのため、当該認定を受けた医療		きである。	規定により、当該医療法人の出資者の持分
			放棄に伴う贈与税を課されないこととな
法人については、各税務署の個別判断で上			ります。そのため、当該認定を受けた医療
			法人については、各税務署の個別判断で上

		== = = 1
		記の贈与税が課されることはありません。
		なお、当該認定の要件の具体的な内容につ
		きましては、近日中に発出予定の厚生労働
		省医政局医療経営支援課長通知において
		お示しする予定です。
20	その他、今回のパブリックコメント	今後の施策の参考にさせていただきま
	の対象となる案件以外の御意見2件。	す。